平成２３年（フ）第８９８号
大阪府貝塚市三ツ松2722―６―105、住民票上の住所大阪府高石市東羽衣３丁目17番21号
債務者　寺田　茂美
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０５５号
堺市中区深井清水町3717番地　マンション大常102号
債務者　浜岡　勝利
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１１１号
堺市美原区北余部西１丁目１番５―210号
債務者　藤田冨美恵
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１３１号
堺市南区晴美台４丁１番１―208号
債務者　上田　孝子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１４９号
大阪府柏原市国分本町７丁目２番１号
債務者　小林喜美子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１８９号
堺市北区百舌鳥梅町１丁24番地12　グリーンヒル城の山101号
債務者　大原電気こと　大原　智之
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２６０号
大阪府柏原市本郷４丁目74番地の１
債務者　木村　和子（旧姓長手）
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２８３号
堺市西区原田199番地15
債務者　北川　恵美
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３００号
堺市堺区中之町西１丁１番18号　エールシティハイム101号、前住所大阪市西成区萩之茶屋１丁目２番９号
債務者　西田　義治
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３１２号
大阪府羽曳野市樫山155番地の32
債務者　池上　清江
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３３８号
堺市南区檜尾1428番地22
債務者　岡本　典子（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２５９４号
札幌市東区北43条東２丁目１番27号　クチュールＡＵ102号
債務者　櫻田　博美
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６５０号
札幌市西区西町北９丁目１番20―402号
債務者　西岡　良介
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６６５号
北海道江別市文京台66番地の１　サーム森林公園壱番館306
債務者　佐藤勢津子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６７６号
札幌市白石区中央２条６丁目３番１―508号
債務者　柳瀬　徳保
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７００号
札幌市西区山の手３条６丁目１番20―105号
債務者　松下　幸恵
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７１０号
札幌市南区澄川２条４丁目10番24号　ブルーパレス24―201号
債務者　伊藤しのぶ
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７２０号
札幌市白石区栄通１丁目８番３号　霞マンション７号
債務者　岩本　　真
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部